

旭川市個人情報保護条例の一部改正について（令和4年4月1日等施行分）

1 条例改正の理由

- (1) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独個法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の廃止，統計法（平成19年法律第53号）の改正に伴い，引用する法律を変更するため。
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い，同法と同じ内容の改正を行うもの及び引用する法律の条文に号ずれが生じたことに対応するため。

2 条例に係る法の改正内容

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律制定に伴う改正

① 独個法及び行個法の廃止

デジタル改革関連法の一つであるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が令和3年5月19日に公布され，附則第2条の規定により独個法及び行個法が廃止（令和4年4月1日施行）されました。

② 番号法の一部改正

同じくデジタル社会形成整備法第55条の規定により番号法が一部改正（令和3年9月1日施行）されました。

これにより，これまで番号法第19条は各号において特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供の例外を定めていたところ，第4号として従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供に係る規定が追加されたため，同条第4号から第16号までが一号ずつ繰り下げられたものです。

③ 統計法の一部改正

デジタル社会形成整備法第47条及び第48条の規定により統計法が一部改正（令和4年4月1日施行）されました。

これにより，条例の適用除外としていた統計法第2条第6項，同条第7項，及び第52条第1項に規定している個人情報が，第52条に集約されることになりました。

- (2) デジタル庁設置法制定に伴う番号法の一部改正

同じくデジタル改革関連法の一つであるデジタル庁設置法（令和3年法律第36号）が令和3年5月19日に公布され，同法附則第41条の規定により番号法が一部改正（令和3年9月1日施行）されました。

これにより，これまで番号法第21条第1項において情報提供ネットワークシステム（特定個人情報の照会・提供の際に利用されるシステム）の設置及び管理は総務大臣が行うこととしていたところ，内閣総理大臣が行うことと改正され，また，行政機関の保有する個人情報の保

護に関する法律の読み替え規定である番号法第31条第1項においても、情報提供等記録（情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を照会・提供した際に端末に保存される情報）を訂正したときの通知先について、総務大臣から情報提供ネットワークシステムの設置及び管理者である内閣総理大臣に改正されたものです。

3 条例改正の主な内容

(1) 2(1)に関する改正

① 2(1)①に関する改正

ア 独立行政法人の定義について、引用している独個法が廃止となることから、引用する法律の条文を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「個情法」という。）第2条第9項に改めるもの……【条例第2条第3号関係】

イ 公務員等の定義について、引用している行個法が廃止となることから、引用する法律の条文を個情法第78条第2号ハに改めるもの……【条例第12条第3号ウ関係】

② 2(1)②に関する改正

情報照会者（提供者）及び条例事務関係情報照会者（提供者）について規定するにあたり、番号法第19条第7号と第8号を引用しているため、同条第8号と第9号にそれぞれ改めるもの……【条例第23条の2関係】

③ 2(1)③に関する改正

条例の適用除外となる個人情報（統計法により取扱う個人情報）を規定するにあたり、引用する条項を同法第52条各号（第2号を除く）に改めるもの……【条例第39条第1号関係】

(2) 2(2)に関する改正

情報提供等記録を訂正したときの通知先について、情報提供ネットワークシステムの設置及び管理者が総務大臣から内閣総理大臣に改められたことから、総務大臣を内閣総理大臣に改めるもの……【条例第23条の2関係】

4 施行期日及び適用期日

令和4年4月1日を施行期日とするものですが、法の改正内容(1)②及び(2)に関する改正（条例第23条の2関係）については公布の日に施行し、デジタル社会形成整備法及びデジタル庁設置法が施行された令和3年9月1日に適用するものです。